

【申告受付】

◀ 町内での申告受付 ▶

受付日	会場	時間
2月16日(火)～3月15日(火) ※土、日曜日、下記の2日を除く。	役場(エントランスホール)	8:30～11:30 13:00～16:00
3月1日(火)	西公民館	9:00～11:30 13:00～16:00
3月2日(水)	東公民館	

- 先着順に整理券をお取りください。ただし、混み具合によって早めに締め切ることがあります。
- 申告書をご自分で作成した場合は、開庁時間中は収集箱への投函により提出することができます。
- ※過去の確定申告や修正申告、更正の請求、青色申告、営業等・農業・不動産の収支内訳書が完成していないもの、譲渡(土地や建物、株式など)、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目などは、海田税務署をご利用ください。

◀ 熊野町以外での申告受付・相談 ▶

受付日	会場	時間
2月16日(火)～3月15日(火) ※土、日曜日を除く。	海田税務署 (安芸郡海田町大正町1番13号) NTTクレドホール (広島市中区基町6番78号 基町クレド・パセーラ11階)	9:00～16:00 (相談は17:00まで)

※公共交通機関をご利用ください。

【確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利です】

ここが便利！

1. 申告会場に出向く必要なし
2. いつでも利用可能
3. 自動計算可能
4. 前年データの利用可能

案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、申告書や決算書などが作成できます。作成したデータは印刷して、添付書類と一緒に郵送などで提出できます。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。(電子証明書などの取得が必要です)

▽国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

▽e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

▽税金に関する情報 <http://www.nta.go.jp/taxanswer>

☎確定申告テレフォンセンター ☎823-2131 (音声ガイダンス)
8:30～17:00 (土・日曜日を除く)

▽郵送先: 海田税務署 (〒736-8505 海田町大正町1番13号)

※税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。



【納税には、安心・便利・確実な口座振替をご利用ください】

【にせ税理士にご注意ください】

税務相談や申告書の作成について依頼される場合は、登録のある税理士であることをご確認のうえ、ご相談ください。(税務課)

税の申告がはじまります



■ 申告受付期間 ■

2月16日(火)～3月15日(火)まで(土、日曜日を除く。)

■ 申告の種類 ■

●確定申告 ●町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告
(ただし、還付申告は、2月15日(月)以前でも申告書を税務署に提出することができます。)

【確定申告について】

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額とそれに対する税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。☎海田税務署 ☎823-2131

〈申告が必要な人〉

- 事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- 給与所得者(サラリーマンなど)で年収が2000万円を超える人、給与を2ヵ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- 年の途中で退職し、再就職をしなかったため、年末調整をしていない人
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人など

【町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告について】

〈申告が必要な人〉 ※所得税の確定申告をした人は不要です。

- 平成27年中に営業等・農業・不動産・配当などの給与以外の所得がある人
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額がある人または、生命保険料などの控除のある人
- 年末調整された給与所得以外に収入がある人
- 平成27年中に退職した人
- 雑損控除、医療費控除、寄付金控除(一定制限有り)などを受ける人
- 町内に住所はないが、事務所や家屋敷がある人
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人(申告することによって、税金が軽減されることもあります。遺族年金、障害者年金などを受給している人や、疾病その他の事情により所得が全くなかった人も必ず申告してください。)

〈申告に必要なもの〉

- 印鑑(認め印)
 - 各所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
 - 社会保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
 - 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
 - 身体障害者手帳など
 - 本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合)など
- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払証明書が必要な人は、税務課で発行します。なお、電話での回答はできません。
- ※国民年金保険料については、控除証明書専用ダイヤルへ。(3月15日(火)まで)
☎0570-058-555 (050から始まる電話の場合 ☎03-6700-1144)